１%まちづくり事業採択基準

主　　旨

◎住民と行政の協働事業であること
◎地域コミュニティを活性化させること
◎特色あるまちづくりを推進すること
◎住民自らが考え行動し汗を流す事業であること

制定日	2006/1/23
改定日	2026/10/29
施行日	2027/4/1
版数	第　16　版

項　　目	内　　容	補助率（上限）
原材料費	事業に直接必要な原材料費　（見積要）	100
	☆各種原材料については、中等級以下の物品で計画すること （見積等単価の根拠が不明の物品は対象としない） 〇対象とならないもの ・イベントで使う食材　・高価な種子、苗、苗木、木材等　・飼育のための昆虫や動物の購入 ・配布してしまうだけの種子、苗、苗木等　・専門的な知識がないと育成が困難な植物	
旅　　費	講師、出演者等の交通費、宿泊費　（見積要）	100
	・実費弁償（直接に実際掛かる費用）により計上する。ただし、講師料に含まれるものやそのグループ内講師への旅費は対象としない。	
通 信 費	事業の実施、連絡等に要する郵便等の通信費　（見積要）	50
	・どれだけ何に使うのか、明確に記載してあるか確認を行い決定する。 ・情報伝達手段が多様化していることから、様々な情報ツールを、有効かつ合理的・自主的に活用することとし、原則補助対象経費の50%とする。ただし、手段・配布先・数量を配布計画等に明記し、適正と判断できる場合は100%とする。	
燃 料 費	作業等に必要な機材、車両等の燃料費　（積算要）	100
	・機械の燃料消費等を考えて、適切な数量の積算がしてあるか確認を行い決定する。	
保 険 料	事業の実施に係る保険料　（見積要）	100
	・その行事に対し適正な保険かどうかの確認を行い決定する。	
報 償 費	外部講師や出演者への謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金等　（見積要）	100
	・事業の中心となっている出演者（お祭等のイベント出演者は除く）に対する謝礼 ・行事参加者に対する賞品、参加賞は対象としない。 ・講師料、出演料、専門的技能協力者への謝金基準は別に定める。	
備品購入費	作業等に必要な機材、備品の購入費　※単価税込10,000円以上、または長期間使用する物　（見積要）	100
	☆備品台帳を作成し、適切に管理すること ・補助上限額は1物品50万円とし、超過分は自己負担とする。ただし、使用の頻度及び状況を考慮し、業務量に合わない過大な機材、備品の購入は対象としない。 ・事業PR用のぼり旗は、普通サイズ20枚まで補助対象とする。 ・本来個人が購入すべき物品（作業着、長靴など）、お祭関係備品（提灯、法被、楽器など）、スポーツ関係備品（ボール、パークゴルフカップなど）の購入は原則対象としない。（ただし、高齢者等の居場所づくりで使用するスポーツ関係備品、スポーツ広場の整備等で多くの人が使用できると認められるスポーツ関係備品は対象とする） ・倉庫については、プレハブ式で容易に移動可能なものに限る。基礎工事及び組み立て等を専門業者に依頼する場合はその費用は対象としない。 ・見積等単価の根拠が不明の物品は対象としない。	
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料　（見積要）	100
	・事業量に合わない過大な機材の借り上げに注意し、台数等も事業量を考えて適正な申請かどうか確認をする。 ・軽トラック　補助上限額は2,000円以内とし、超過分は自己負担とする。（１日単位、燃料費込み） ・刈払機　補助上限額は1,000円以内とし、超過分は自己負担とする。（１日単位） ・備品保管場所　補助上限額は月1,500円以内とし、超過分は自己負担とする。※1,500(円)×12(ヶ月)=18,000(円) ・お祭やスポーツ大会等の基準は別に定める。	
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費	50
	・法令等に適正な仕様、数量等、規格に明確な根拠がないので、原則補助対象経費の50%とする。ただし、配布計画等により適正と判断できる場合は100%とする。 ・簡易印刷（コピー・印刷機）による少量の印刷は100%とする。 ・公共的な内容のパンフレットを自らの調査に基づいて作成する場合は100%とする。	
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費	50
	・必要な消耗品か適正な数量での申請か確認をする。原則補助対象経費の50%とする。 ・作業等に必ず必要と認められる消耗品は100%とする。 ・個人が使用する用品は原則対象としない。（虫よけスプレー、カイロ、感染対策のマスク、割り箸、使い捨て食器など）	
コミュニティ経費	飲み物、お茶菓子代等（補助上限額は事業参加者１人あたり200円以内とし、超過分は自己負担とする。）	100
	・事業参加者全員で作業を行う事業については全員対象となる。作業が数日続く場合は延べ人数とする。 ・イベント等については役員が対象となる。行事に向けた会議・練習等は対象としない。	
その他経費	・弁当代は原則対象としない。ただし、作業等の実働時間が6時間を超える場合に限り補助対象とする。（補助上限額は作業者1人あたり600円以内とし、超過分は自己負担とする。） ・工事委託料だけの申請は対象としない。 ・イベント等に含まれる事業委託料（キャラクターショー等）は対象としない。 ・報告書等の写真代の補助上限額は3,000円以内とし、超過分は自己負担とする。ただし、作成委託料は対象としない。	

◎講師料、出演料、専門的技能協力者への謝金基準

<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="4">基　　準</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>専門的技能協力者</td><td colspan="4">・その作業等を行う上で必要な専門的技能協力者への謝金
（申請団体内専門的技能協力者は対象としない）</td><td>単価については、国県市等で労務単価が決められているものについては、その基準以内とする。ただし、計画にあたってはボランティア事業であることを念頭に縮減に努めること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他の講師</td><td colspan="4">・小規模な講習会等の講師料は、公民館等の市民教室・講演会と同等とする。（申請団体内講師は対象としない）</td><td rowspan="4">小規模な講習会　50人程度</td></tr>
<tr><td>区分</td><td></td><td>内容</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">講座等</td><td>市民講座</td><td rowspan="2">１人１回
２時間程度</td><td>6,000円以内</td></tr>
<tr><td>研修会</td><td>20,000円から30,000円</td></tr>
</table>

◎お祭等の規模と基準

規　模	基　　準	対象経費
行政区（単独・複数）、団体が行うもの	・誰でも自由に無料で参加できるお祭・イベント等を対象とする。 ・特定の個人、グループの交流・親睦を目的としたイベント（敬老会、懇親会等）は対象としない。 ・主に飲食等を目的としたイベント(花見、そば会等）は対象としない。 ・宗教（お供え、御神酒、神輿、山車等）・政治・営利活動（フリーマーケット等）に伴う経費は対象としない。 ・模擬店、抽選会等に係る経費は対象としない。 ・配布物（うちわ、手ぬぐい等）は対象としない。 ・伝統民俗芸能に係る経費の基準は別に定める。 ☆組織図及び事業内容がわかるプログラム等を添付する。	・業者委託の会場設営、業者委託の使用料及び賃借料、業者委託の印刷製本に係る費用は50%以内とする。 ※音楽祭等の使用料及び賃借料に係る音響設備は100%とする。 ・安全対策や熱中症対策に係る必要経費は100%とする。 ・コミュニティ経費及び弁当代については、スタッフ分に限る（参加者及び出演者は除く）。

◎スポーツ大会等の規模と基準

規　模	基　　準	対象経費
複数の行政区	・対象とする。	・業者委託の会場設営、使用料及び賃借料、印刷製本に係る費用は50%以内とする。 ・安全対策や熱中症対策に係る必要経費は100%とする。 ・コミュニティ経費及び弁当代については、スタッフ分に限る（参加者及び出演者は除く）。
団体が行うもの	・対象としない。	

◎伝統民俗芸能

規　　模	基　　準	対象経費
団体で活動していること	・地域の民俗芸能の継承、特に後継者育成のために活動していること。 ・伝統性、地域性の希薄なものは対象としない。 ・宗教的な行事とみなされる神輿・山車等は対象としない。 ・継承・後継者育成活動の内容及び伝統性・地域性の詳細について、事業計画書に明記する。	・太鼓等の道具整備を対象とし、笛、法被等の個人所有が妥当と思われるものは除く。 ・対象経費の1/2以内とする。

◎高齢者等の居場所づくり

規　　模	基　　準	対象経費
行政区	・地域の集会所を活用すること。 ・活動中は、地域の世話人が常駐し、安全に配慮すること。 ・週2回以上、1回あたり3時間以上の活動を実施すること。 ・地域の概ね65歳以上の高齢者5名以上を含めた利用が見込めること。	・居場所の開設に必要な備品（テーブル、椅子、電気ポット、コーヒーメーカーなど）初年度5万円以内（翌年度以降3万円以内）※超過分は自己負担とする。 ・光熱水費　年間3万円以内※超過分は自己負担とする。 ・消耗品費　事業に必要と認められるもの ・コミュニティ経費　参加延人数1,000人未満は年間5万円以内、1,000人以上は年間10万円以内※超過分は自己負担とする ※お菓子を手作りする際の材料費は認める（高齢者等居場所づくり事業のみ対象。お菓子作り以外は対象外） ・その他経費　報告用写真代

◎積算根拠

見　積　書	・物品については、単価が10,000円以上は1店、50,000円以上は2店の見積書を添付する。 ・物品以外については、1件あたり10,000円以上は1店、50,000円以上は2店の見積書を添付する。 ・上記の予定金額が10,000円未満は、具体的な店頭価格等の調査でも可とする。	・原則として市内業者から見積書を徴取する。 ・宛名は事業実施団体名を明記し、徴取する。

◎補助金額

補助金額の決定	・申請者が要望する補助金額に対し、採択基準で積算した額が要望額を超える場合、原則として要望額以内とする。	・1%まちづくり事業補助金(必要に応じて補助事業完了前に全部または一部の交付を受けることも可能)

◎予算流用

予算流用	・採択金額内の流用については、太田市補助金等に関する規則に基づき交付の目的に沿ったものと判断できる場合は可とする。	

◎開発行為・建築確認

開発行為・建築確認	・埋め立てや造成などの開発行為、建築確認申請が必要な規模の建築や増築等は対象としない。